

**The Nishio
Shinkin Bank**
mini DISCLOSURE

2015

《にしん》の現況

平成26年4月1日～平成27年3月31日

ミニディスクロージャー2015

ごあいさつ



日頃は西尾信用金庫に対しまして格別のご愛顧お引立てを賜り厚くお礼申し上げます。
当金庫は創業以来、地域金融機関として地元中小企業者並びに地域社会の健全な発展に寄与することを基本方針として、皆さまのご要望、ご期待にお応えできるよう最善の努力を重ねてまいりました。

おかげさまで業容や利益も順調に伸展いたしております。これもひとえに皆さま方の温かいご支援、ご愛顧の賜物と深く感謝申し上げます。

このたび、ミニディスクロージャー2015を作成いたしましたので高覧いただき、西尾信用金庫をより身近に感じていただきまして、一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

平成 27 年 7 月

理事長 近藤 実

CONTENTS

《にしん》はこんな信用金庫です。……………	02	「自己資本比率」が健全経営の指標といわれていますが、 《にしん》の自己資本比率はこうなっております。	10
《にしん》はこのように地域の皆さまに ご利用いただいております。……………	03	《にしん》の不良債権について ご説明いたします。	12
《にしん》は地域の活性化に関する取り組みを このように行っております。……………	05	《にしん》の不良債権に対する 備えは万全であります。	13
《にしん》は中小企業の経営支援に関する取り組みを このように行っております。……………	06	《にしん》はコンプライアンスを このように考え、対応しております。	14
《にしん》のコーポレート・ガバナンス態勢は このようになっております。……………	07	《にしん》のネットワーク……………	15
《にしん》の業績は このようになっております。……………	08	※「The Nishio Shinkin Bank 2015 DISCLOSURE 《にしん》の現況」もご覧ください。	

《にしん》はこんな信用金庫です。

地域に生まれ、地域で育ち、
地域の皆さまとともに歩む《にしん》



■ 設 立	……………	大正2年10月1日
■ 店 舗 数	……………	46か店
■ 常勤役職員数	……………	720人
■ 預 金 積 金	……………	1,055,097百万円 (平成27年3月31日現在)

《にしん》は102年の歴史をもつ、最も皆さまに
身近な金融機関です。46の店舗が、皆さまと地域の
お役に立てるよう頑張っています。

《にしん》はこのように地域の皆さまにご利用いただいております。

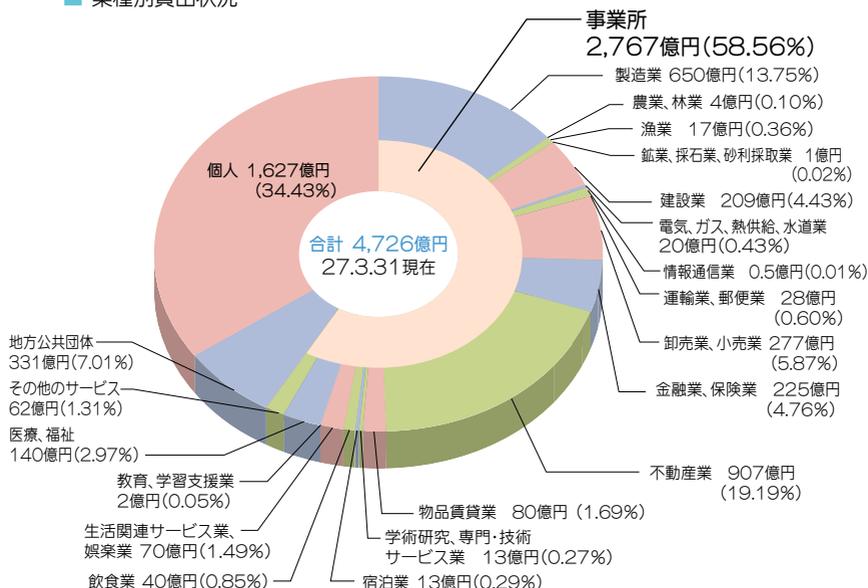
西尾信用金庫は、愛知県の西三河および名古屋市南東部以東の尾張地域を主な事業地域として、地元の中小企業者や住民のみならずが会員となっており、ともに助け合い、ともに発展していくことを共通の理念として運営している金融機関です。

地元のお客さまからお預かりした大切な預金積金は、地元で資金を必要とするお客さまにご融資させていただき、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域経済の持続的な発展に努めています。また、金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に取り組んでいます。

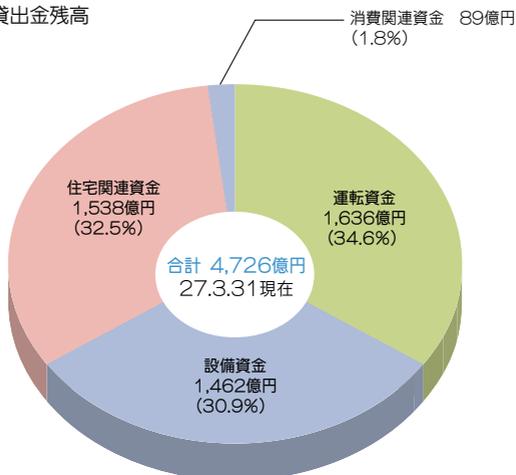
資金ニーズへの対応

お客さまからお預入れいただいた預金積金につきましては、次の「業種別貸出状況」にありますとおりお客さまの様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するために、円滑な資金供給を行う形でお客さまや地域社会に還元しています。

■ 業種別貸出状況



■ 資金使途別貸出金残高



預金積金に対する貸出金の割合…44.79%

貸出以外の運用に関する事項

お客さまからお預かりした預金積金は、ご融資による運用のほかに預け金、有価証券等への運用も行っています。

預け金の大半は信金中央金庫への定期預け金です。有価証券は、国債・地方債・公社公団債・高格付の事業債など安全性・流動性の高い債券での運用に努めています。

有価証券残高 4,932億円

預金積金に対する有価証券の割合…46.74%

新しい投資優遇制度(NISA)の取扱開始

平成26年1月から新たに、「NISA(ニーサ)」と呼ばれる少額投資非課税制度がスタートしました。

株式や投資信託などから得られた配当や譲渡益は所得税や地方税の課税対象となります。

100万円を上限とする新規購入分を対象に、その配当や譲渡益を最長5年間、非課税にする制度です。

教育資金贈与専用口座(孫のみらい)

平成27年度税制改正により、取扱期間を平成31年3月31日まで延長。非課税となる教育費に通学定期券代、留学渡航費等が追加されました。

《にしん》は地域の活性化に関する取り組みを このように行っております。

当金庫は、お取引先中小企業の皆さまだけでなく、個人のお客さま向けにも融資商品のキャンペーン実施など、次のとおり様々な取り組みを実施しています。

- 住宅ローンの取扱商品の充実
- カーライフプラン金利優遇キャンペーンの実施
- 教育ローン金利優遇キャンペーンの実施
- カードローンきゃっするの対象者拡大

当金庫は、上記の金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野にいれ、広く地域社会の活性化および社会貢献活動等に取り組んでいます。

西尾市、西尾商工会議所、一色町商工会、 西尾みなみ商工会、西尾信用金庫の5者にて、 西尾市の認定創業支援事業計画に基づく 創業支援事業の実施

- 創業支援セミナー(平成26年6月14日、9月27日、平成27年1月31日)
- 創業キホン塾(平成26年12月20日～平成27年2月7日、平成27年2月28日～3月21日)

西尾市の創業支援事業計画が、平成26年3月20日に国から第1回認定を受けました。これに伴い、西尾市、西尾商工会議所、一色町商工会、西尾みなみ商工会及び西尾信用金庫の5者にて、平成26年度は主に創業支援セミナーや創業キホン塾を開催しました。



振り込み詐欺被害未然防止により 「感謝状」の授与

当金庫ではお客様の大切なご預金をお守りするため、窓口でのご出金の際などにはお声をかけさせていただいております。

26年度振り込み詐欺被害等未然防止件数33件、10店舗11件で感謝状を授与されました。



休日無料相談会(年金、各種ローン、事業資金および資産運用の相談)をご利用ください

東刈谷支店:毎月第2・第4日曜日に開催

下町支店:毎月第1・第3日曜日(1月・5月の第1日曜日を除く)に開催

幸田北支店:奇数月第3日曜日に開催

辻支店:偶数月第3日曜日に開催

各店の相談時間は午前10時から午後4時までです。



《にしん》は中小企業の経営支援に関する取り組みをこのように行っております。

当金庫は、お取引先の抱えている問題を十分に把握したうえで、コンサルティング機能を発揮し、真に経営改善、事業再生等に向けた経営課題の解決支援に真摯に取り組むと共に、併せて資金需要に対し積極的に新規融資に取り組んでいきます。

■ 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫では、本部に経営支援に関する専門の担当部署として「企業支援部」を設置し、中小企業診断士資格を有する職員がお取引先のライフステージに応じた課題解決策の提案を行っています。加えて、高度な経営課題の解決など必要に応じて外部機関や外部専門家を活用して経営支援に取り組むなど、態勢を整備しています。

■ 中小企業の経営支援及び新規融資に関する取組状況

当金庫では、企業支援部がお取引先の業績悪化防止や財務内容改善等のため、財務分析・マーケティングから経営全般に至るまで多角的にとらえ、お取引先と共通認識を持ち、同じ目線に立って改善策を検討し経営支援を行っています。

中小企業の経営支援に関する平成26年度の主な取組事例としては、以下のとおりです。

1 創業・新規事業開拓の支援

- 創業・新事業支援融資の推進
- 中小企業支援施策や外部機関・外部専門家に関する、情報提供や活用支援

中小企業支援施策や外部機関・外部専門家に関する情報提供を行っています。お取引先が認定・採択されました主な中小企業支援施策は次のとおりです。

- 創業補助金(創業促進補助金)(経済産業省)
- 経営革新計画(愛知県)

また、独立行政法人 中小企業基盤整備機構等の窓口相談や専門家派遣等をお取引先が活用しました。

- 株式会社日本政策金融公庫岡崎支店と業務連携・協力に関する覚書を締結

創業予定者や創業間もない方に多方面からの支援を行うために、株式会社日本政策金融公庫岡崎支店と業務連携・協力に関する覚書を平成26年11月5日に締結しました。創業に関するノウハウ等を相互に補完し、融資手続き等の実務面でお客さまの負担軽減を図っていきます。

2 成長段階における支援

- 事業価値を見極めた融資手法の活用
- ビジネスマッチング支援
- 海外進出・海外取引を検討するお取引先への外部機関等に関する情報提供

3 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

- 計画策定支援および定期的な面談による進捗状況の把握
- 財務分析等の経営指標分析資料の還元
- 中小企業支援施策や外部機関・外部専門家に関する情報提供や活用支援
- 認定経営革新等支援機関として補助金申請書の作成を支援
- 認定経営革新等支援機関が利用可能な専門機関の専門家相談の活用
- M&Aに関する支援

《にしん》のコーポレート・ガバナンス態勢は このようになっております。

■コーポレート・ガバナンス態勢

当金庫では、健全性のさらなる向上と地域に密着した経営に努め、お客さまから選択していただける金融機関となるため、総会（総代会）、理事会、監事、会計監査人等による外部又は内部牽制体制のもとで、コーポレート・ガバナンスの態勢強化を図っています。

■総会（総代会）

信用金庫は、一定の地域の中小企業や住民を会員とした協同組織の金融機関で、会員は出資数に関係なく、1人1票の議決権を有しております。総会に代えて総代会制度を採用し、毎年6月に総代会を開催しております。

■理事会

理事会は、株式会社の取締役会に相当するもので、毎月1回開催し金庫の業務執行に関する重要事項を決定するとともに理事の職務の執行を監督しております。

理事の定数は、定款により10人以内としており、平成27年6月30日現在の理事は10人となっております。

■監事

監事は、株式会社の監査役に相当するもので、理事会等重要な会議への出席、重要文書の閲覧、決算関係書類の確認等を行っております。

監事の定数は、定款により4人以内としており、平成27年6月30日現在の監事は4人となっております。

■会計監査人等

当金庫では、会計監査人、顧問弁護士といった外部の専門家を活用し、会計処理、コンプライアンス、リスク管理等について、厳格なチェックを受けるとともに随時アドバイスも受けております。

■内部監査態勢

理事長直属の部署（監査部）において、金庫の経営諸活動全般にわたる内部管理態勢の適切性、有効性を検証し、その結果に基づく評価および問題点の改善方法の提言等を行っております。

■内部管理基本方針

当金庫は、内部管理システムの構築が業務の健全性・適切性を確保するために必要不可欠なものであるとの認識のもとに、経営の最重要課題として位置づけ、本方針に従って継続的に内部管理システムの整備を進め、その実効性の確保に努めてまいります。

- ①理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ②理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ③損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- ④理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤当金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制
- ⑥監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- ⑦監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑧監事への報告に関する体制
- ⑨監事に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑩監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑪その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

■融資方針

当金庫は、融資業務にかかる基本として、「融資方針」を定めています。

1. 融資の目的
地域密着・地元重視の営業に徹し、相互扶助の精神に則り、融資を通じて、地元経済・社会の健全な発展に貢献します。
2. 融資の対象
中小企業、個人事業主、個人を対象とした融資を基本とします。
3. 適切な融資償行の確立
 - (1) 地域金融機関としての公共的使命と倫理観を十分認識し、各種法令や業務上の諸規定等を厳格に遵守するとともに、社会規範に則った健全かつ適切な融資を行います。
 - (2) 融資にあたっては、お客さまの保護をまず考え、ご融資の内容を十分に理解していただくため、お客さまおよび連帯保証人さま等の知識、経験等の状況を踏まえた的確な説明を行います。
 - (3) 幅広い見識と常識に基づき原則に忠実な融資判断と、キャッシュ・フローを重視し、担保、保証に過度に依存しない融資を行います。
 - (4) 融資金が固定化することがないように配慮するとともに、リスクに見合った金利設定により適正かつ安定的な収益が確保できる融資を行います。
 - (5) 「反社会的勢力に対する基本方針」に則り、反社会的勢力に対しては融資を行いません。
 - (6) 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資償行を確立します。尚、経営者保証については、平成25年12月5日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」に基づき適切に対応します。

《にしん》の業績は このようになっております。

預 金

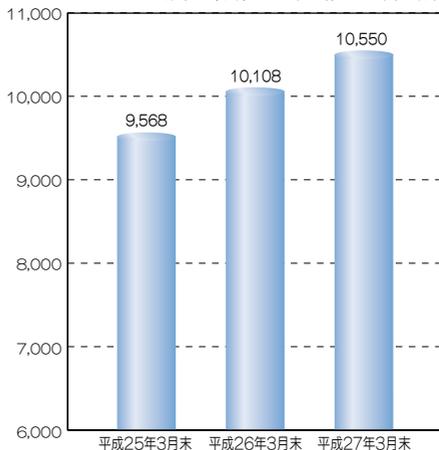
預金残高
10,550億円

預金積金は皆さまのご愛顧もあって、順調に増加し、年間増加額442億円、増加率4.37%となりました。

ここがポイント!

お客さまニーズをタイムリーに捉えた商品販売などにより順調に増加しています。

預金残高の推移 単位:億円



貸 出 金

貸出金残高
4,726億円

貸出金は補助金等の公的支援施策を活用した事業資金に加え、個人のお客さま向け住宅ローンの資金需要が順調に推移したことにより、年間増加額279億円、増加率6.27%となりました。

ここがポイント!

地域のお客さまの様々な資金ニーズに応え、円滑な資金供給に努めています。

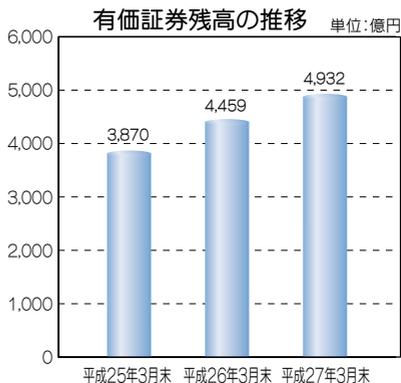
貸出金残高の推移



有価証券

有価証券残高
4,932億円

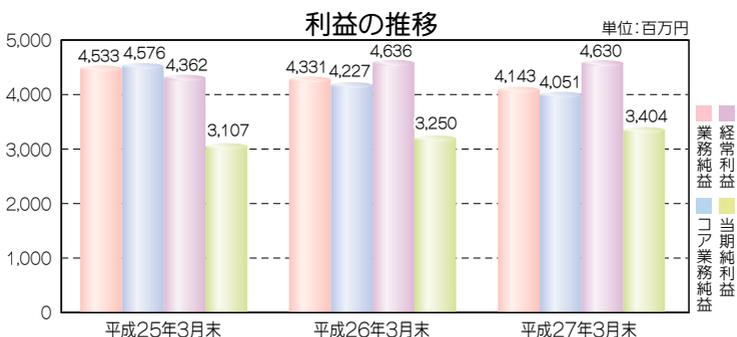
地域の皆さまへの資金供給に努めるだけでなく、金庫資産の流動性を高めるとともに、安定的な収益を確保するほか、金融機関としての公共性、社会性を発揮するため、国債、地方債、事業債などへの投資を行っています。平成26年度の期末残高は4,932億円となり、前期に比べ472億円増、増加率10.59%となりました。



損益

業務純益 4,143百万円 経常利益 4,630百万円
コア業務純益 4,051百万円 当期純利益 3,404百万円

平成26年度決算は、金利の低下や他行競合などで資金利益が減少したことなどにより、業務純益、コア業務純益、経常利益は前期比減益となったものの、復興特別法人税の廃止などにより法人税等が減少したため当期純利益は前期比増益となりました。

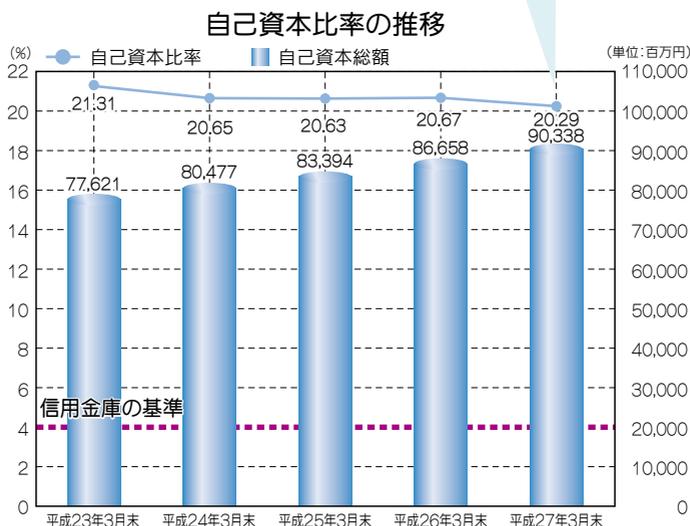


預貸金額は順調に増加しています。

経営の効率化によって健全経営に必要な収益を確保しており、経営内容はお客さまから信頼を得られるものであると確信しています。

「自己資本比率」が健全経営の指標といわれていますが、《にしん》の自己資本比率はこのようになっております。

《にしん》の自己資本比率は、
基準を大きく上回る**20.29%**
経営体質は極めて健全です。



「自己資本比率」とは、貸出金などの資産(各資産についてそれぞれのリスクの割合に応じて一定率を乗じたもの)に対する自己資本の割合で、金融機関の健全性を表わすとともに、体力の強さを示しています。

信用金庫の自己資本比率は、法令により「4%以上」であることが求められていますが、《にしん》の平成27年3月末の自己資本比率は20.29%と、基準の4%を大きく上回っており、経営体質は極めて良好・健全であることがわかりいただけると思います。

なお、資産から繰延税金資産(773百万円)を除いたとした場合でも、自己資本の額は89,564百万円、自己資本比率20.12%となり、何ら問題ありません。

財務諸表

■ 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成26年3月期	平成27年3月期
	平成26年 3月31日現在	平成27年 3月31日現在
(資産の部)		
現金	8,709	9,352
預け金	202,856	191,357
コールローン	252	266
買入金銭債権	999	1,000
金銭の信託	500	-
有価証券	445,951	493,203
貸出金	444,736	472,654
外国為替	47	26
その他資産	5,115	4,982
有形固定資産	10,389	10,929
無形固定資産	66	72
前払年金費用	209	286
債務保証見返	1,139	1,347
貸倒引当金	△ 2,748	△ 3,235
資産の部合計	1,118,225	1,182,246
(負債の部)		
預金積金	1,010,889	1,055,097
借入金	1,133	11,000
コールマネー	85	582
外国為替	23	0
その他負債	3,486	3,714
賞与引当金	159	159
役員賞与引当金	24	20
役員退職慰労引当金	308	192
睡眠預金払戻損失引当金	10	12
偶発損失引当金	32	34
繰延税金負債	3,499	5,070
債務保証	1,139	1,347
負債の部合計	1,020,792	1,077,232
(純資産の部)		
出資金	792	793
資本剰余金	2	2
利益剰余金	85,321	88,679
利益準備金	800	800
会員勘定合計	86,116	89,475
その他有価証券評価差額金	11,316	15,537
評価・換算差額等合計	11,316	15,537
純資産の部合計	97,433	105,013
負債および純資産の部合計	1,118,225	1,182,246

■ 損益計算書

(単位:千円)

科 目	平成26年3月期	平成27年3月期
	平成25年4月1日~ 平成26年3月31日	平成26年4月1日~ 平成27年3月31日
経常収益	15,321,575	15,507,685
資金運用収益	13,180,170	12,998,963
役務取引等収益	1,120,332	1,167,855
その他業務収益	408,713	689,490
その他経常収益	612,358	651,375
経常費用	10,684,811	10,877,419
資金調達費用	1,308,966	1,441,584
役務取引等費用	726,074	762,695
その他業務費用	121,262	73,412
経費	8,321,252	8,014,819
その他経常費用	207,255	584,906
経常利益	4,636,763	4,630,265
特別利益	611	1,088
特別損失	16,295	18,224
税引前当期純利益	4,621,080	4,613,130
法人税、住民税および事業税	1,401,042	1,231,217
法人税等調整額	△ 30,591	△ 22,981
法人税等合計	1,370,451	1,208,236
当期純利益	3,250,628	3,404,893
繰越金(当期首残高)	260,746	264,090
当期未処分剰余金	3,511,375	3,668,984

■ 剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	平成26年3月期 (平成26年6月18日 総代会承認)	平成27年3月期 (平成27年6月18日 総代会承認)
当期未処分剰余金	3,511,375,751	3,668,984,497
剰余金処分額	3,247,285,090	3,447,254,804
普通出資に対する配当金	47,285,090	47,254,804
特別積立金	3,200,000,000	3,400,000,000
繰越金(当期末残高)	264,090,661	221,729,693

《にしん》の不良債権について ご説明いたします。

《にしん》は、「地域社会の発展に貢献する」という社会的使命を安定的に果たしていくために、資産の内容を健全化することは欠かすことのできない最重要経営課題の一つと考え、不断の努力をはらっています。こうした結果、平成27年3月末現在の金融再生法に基づく不良債権額は119億27百万円、全体に占める比率は2.50%になりました。

《にしん》の金融再生法に基づく開示債権は次のとおりです。

開示の対象は貸出金、貸出金に準ずる債権（債務保証見返、外国為替、未収利息、貸出金に準ずる仮払金、貸付有価証券）および当金庫保証付私募債です。

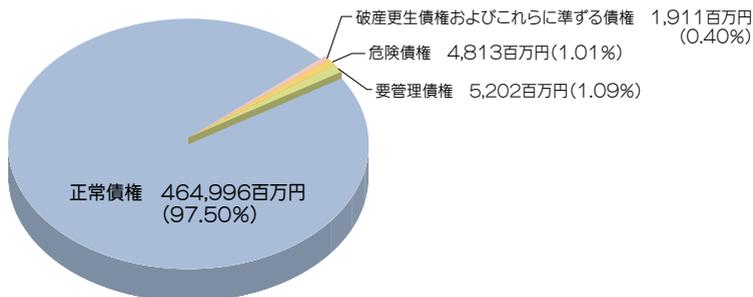
■ 金融再生法に基づく開示債権の状況

(単位:百万円,%)

区 分	平成26年3月31日	平成27年3月31日	増 減
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	2,372	1,911	△461
危険債権	3,974	4,813	839
要管理債権	4,689	5,202	513
上記合計 (A)	11,036	11,927	891
正常債権	437,742	464,996	27,253
合計 (B)	448,778	476,924	28,145
比率 (A/B)	2.45	2.50	0.05

■ 正常債権と不良債権の比率

平成27年3月末



《にしん》の金融再生法に基づく開示債権のうち不良債権と区別されるものは、平成27年3月末現在で全体の2.50%となりました。

《にしん》の不良債権に対する 備えは万全であります。

金融再生法に基づく開示債権のうち、不良債権と呼ばれるものは、119億27百万円ありますが、この金額がそのまま損失につながるものではありません。これらのうち、担保・保証等および貸倒引当金により保全されている債権が84億60百万円で、保全されていない部分は34億67百万円にとどまります。

この保全されていない部分についても、仮にこの全てが貸倒れとなっても、《にしん》のこれまでに蓄積した自己資本額は903億38百万円にのぼっていますので、経営に与える影響は大きくありません。

《にしん》の金融再生法に基づく開示債権のうち 不良債権の保全状況は次のとおりです。

■ 「金融再生法に基づく開示債権」のうち不良債権の保全状況 (単位:百万円,%)

区 分	平成27年3月31日				保全率 (b/a)
	債権額 (a)	保全額 (b)			
			担保・保証等	貸倒引当金	
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	1,911	1,911	1,005	905	100.00
危 険 債 権	4,813	4,596	3,225	1,370	95.49
要 管 理 債 権	5,202	1,953	1,519	433	37.54
合 計	11,927	8,460	5,751	2,709	70.93

(注) 1. 「正常債権」に対しては、平成26年3月31日現在では319百万円、平成27年3月31日現在では519百万円の貸倒引当金を計上しています。

2. 「担保・保証等」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計です。

◆不良債権と呼ばれるものの中には、お取引先の経営再建又は支援を図ることを目的として、元金の返済猶予などを行っているものや、これまでどおり事業を継続され延滞もなくご返済されているお取引先なども多く含まれています。

◆《にしん》の自己資本比率は、10ページにありますように平成27年3月末現在で20.29%と、基準である4%をはるかに上回っており、不良債権に対する態勢は万全と言っても過言ではありません。

《にしん》はコンプライアンスを このように考え、対応しております。

西尾信用金庫では、地域とともに歩む金融機関として真に信頼されるためには、法令や法令等に基づく各種ルール、さらには社会的規範を遵守し、いささかなりとも社会から批判を受けるようなことがあってはならないと考え「コンプライアンスの徹底」を経営の最重要課題の一つとして位置付けています。

このため、法令等遵守に関する問題を統括する「コンプライアンス部」および法令等遵守のための諸施策を討議・推進する「コンプライアンス委員会」を設置するとともに本部や各営業店に「コンプライアンス責任者」および「コンプライアンス担当者」を配置しているほか、平成20年3月にコンプライアンス違反行為にかかる再発防止策の実効性の検証を行う「コンプライアンス推進役」を新たに任命するなど、コンプライアンス実現に向けた体制を構築しています。

また、法令等遵守の手引書である「コンプライアンス・マニュアル」、遵守すべき法令の具体的な解説書である「コンプライアンス・マニュアル(法令編)」および「職員必携コンプライアンスカード」を全役職員に配付し、外部講師によるセミナーを行うなど、研修、勉強会を積極的に開催するとともに、「コンプライアンス・チェックリスト」による遵守状況のチェック、職員との個別面接による指導を実施するなど、コンプライアンスを重視する企業風土の醸成に努め、コンプライアンス態勢の強化を図っています。

※コンプライアンス委員会

法令等遵守のための諸施策等を定期的に協議、推進しています。

現金、通帳・証書等のお預かりに関するお知らせ

当金庫では、得意先係等がお客さまの現金、通帳・証書等をお預かりする際の手続きにつきまして、次のように定めております。

- ◆職員が、お客さまから現金、通帳・証書、ご預金の払戻請求書等をお預かりする際には「受取書」または「取次票」をお渡しいたしますので、必ずお受取ください。後日、「受取書」または「取次票」はご返却いただきますので、大切に保管をお願いします。
- ◆万一、「受取書」または「取次票」をお渡ししなかったり、ご不明・ご不審な点がございましたら、お取引店あるいは、当金庫お客さま相談課までご連絡ください。

コンプライアンス部 お客さま相談課

TEL 0120-108760(フリーダイヤル) [受付時間]平日 8:45~17:30

《にしん》のネットワーク

お近くの店舗をご利用ください。

■店舗一覧

(平成27年6月30日現在)

店舗名	所在地	電話番号
◆本店営業部 本店営業部 西尾市役所出張所	西尾市寄住町洲田51番地 西尾市寄住町下田22番地	0563-56-7112 0563-54-9140
□平坂支店	西尾市平坂町細出33番地7	0563-59-6188
□米津支店	西尾市米津町久手50番地1	0563-56-5128
□寺津支店	西尾市寺津町亀井91番地1	0563-59-6501
◆中央支店	西尾市永楽町3丁目45番地	0563-56-8000
□矢田支店	西尾市国森町不動東31番地11	0563-57-5115
□下町支店	西尾市下町御城下19番地4	0563-56-6000
□桜町支店	西尾市緑町4丁目9番地2	0563-57-5700
□福地支店	西尾市菱池町新田32番地2	0563-57-7101
◆一色支店	西尾市一色町一色亥新田65番地	0563-73-6611
□吉田支店	西尾市吉良町荻原桐杭46番地1	0563-32-0177
□横須賀支店	西尾市吉良町上横須賀綿打27番地1	0563-35-0515
□幡豆支店	西尾市西幡豆町川原113番地1	0563-62-2376
□碧南支店	碧南市沢渡町1番地	0566-41-1900
□辻支店	碧南市東山町2丁目57番地	0566-48-2011
□高浜支店	高浜市湯山町六丁目5番地12	0566-52-3211
◆刈谷支店	刈谷市桜町1丁目24番地1	0566-21-4655
□東刈谷支店	刈谷市松栄町2丁目15番地24	0566-23-8511
□小堀江支店	刈谷市小堀江町下半ノ木44番地6	0566-22-5955
□刈谷南支店	刈谷市大手町5丁目59番地2	0566-22-6611
□富士松支店	刈谷市今川町山ノ端128番地1	0566-36-1011
□安城支店	安城市相生町6番6号	0566-74-2411
□新安城支店	安城市住吉町七丁目17番地2	0566-98-4811
□桜井支店	安城市桜井町茶屋坊16番地14	0566-99-4855
□知立支店	知立市弘栄3丁目33番地	0566-82-2211
□岡崎支店	岡崎市上六名四丁目4番地5	0564-53-2411
□岡崎南支店	岡崎市柱礎2丁目3番地14	0564-53-3711
□岡崎美合町支店	岡崎市長官町字平地25番地	0564-54-0321
□宇頭支店	岡崎市宇頭町字西側76番地2	0564-32-1515
□中島支店	岡崎市中島町字中道1番地1	0564-43-1515
□岡崎駅西支店	岡崎市柱二丁目5番地11	0564-54-7111
□岡崎北支店	岡崎市井ノ口新町7番地3	0564-25-5711
□六ツ美支店	岡崎市法性寺町字柳之内36番地1	0564-58-1011
□矢作支店	岡崎市東大友町字西浦4番地1	0564-32-8800
□岡崎西支店	岡崎市大和町字荒田51番地5	0564-34-3311
□幸田支店	額田郡幸田町大字芦谷大字西3番地1	0564-62-7111
□幸田北支店	額田郡幸田町大字大字長根原125番地	0564-62-5211
□形原支店	蒲郡市形原町東中畑46番地1	0533-57-3191
□豊明支店	豊明市栄町南姥子53番地	0562-98-8155
□大府共和支店	大府市共和町三丁目2番地3	0562-47-5311
□鳴海支店	名古屋市緑区六丁目1132番地	052-621-7111
□柴田支店	名古屋南区柴田本通1丁目1番地1	052-612-2171
□成岩支店	半田市青山1丁目5番地の1	0569-24-6000
□半田支店	半田市岩滑町4丁目148番地の2	0569-26-1188
□亀崎支店	半田市亀崎町9丁目14番地	0569-28-6800

ATMは土曜・日曜・祝日も全店で営業しています。ただし、本店営業部西尾市役所出張所と西尾市民病院(1階)は平日9時～16時30分の営業となります。

貸金庫は本店営業部西尾市役所出張所を除く全店でご利用いただけます。

◆外貨両替取扱店 □外貨両替取扱店

■店舗外自動機器

(平成27年6月30日現在)

各店舗	店舗
西尾市	西尾市民病院(1階) 西尾市熊味町上池原 ○ヴェルサウォーク西尾(1階) 西尾市高島町三丁目 ○おしろータウンシャオ(1階) 西尾市下町御城下 ○ドミー寺津店(1階) 西尾市寺津町三丁目 ○マックスパリュ西尾店 西尾市道光寺町西端 ○ヤマカカ西尾寄住店(1階) 西尾市寄住町池原 ○フィールAELU(1階) 西尾市上矢田町字浜道 ○パロ-西尾平坂店 西尾市平坂町4丁目 ○ドミー一色店(1階) 西尾市一色町対米九郎左 一色中部 西尾市一色町一色下乾地 ○ピアゴ吉良店(1階) 西尾市吉良町吉田天笠柱 ○ポートタウンミュー(1階) 西尾市東幡豆町堂山
高浜市	○Tばーと(1階) 高浜市神明町八丁目
安城市	○アンディ(1階) 安城市住吉町
知立市	○ドミ-スパーセーター知立店(1階) 知立市上重原町2丁目 ○ギャラリアエビアタ知立店(2階) 知立市長後町大山
岡崎市	○イオン岡崎南店(1階) 岡崎市戸崎町字ばら山
東浦町	○イオン東浦ジョットینگセンター(1階) 知多郡東浦町大字緒川字申新田二区
碧南市	○ドミー新川店(1階) 碧南市千福町2丁目
●信用金庫共同ATM(平成27年6月30日現在)	JRセントラルタワーズ内 ○桜通ロイヤルキャッシュコーナー ○スカイシティロイヤルキャッシュコーナー 中部国際空港セントレア内 ○中部国際空港ターミナルアクセスプラザ キャッシュコーナー
●岡崎信用金庫との共同ATM(平成27年6月30日現在)	○アピタ安城南店(1階) 安城市桜井町貝戸原 ○フィールいつも(1階) 西尾市矢曾根町長部
●碧海信用金庫との共同ATM(平成27年6月30日現在)	刈谷市役所 刈谷市東陽町1丁目1番地 ○土曜・日曜・祝日営業

自動機器設置状況 平成27年6月30日現在
ATM(当金庫設置の現金自動預払機)118台

西尾信用金庫

〒445-8601 愛知県西尾市寄住町洲田51番地

TEL.0563-56-7111(本部)

http://www.shinkin.co.jp/nishio/

古紙を配合した紙を使用しております。



このミニディスクローラー2015の本文は
環境に配慮した植物性インキを
使用して印刷されています。